

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 12 月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900380号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900080号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年6月1日から昭和59年10月31日まで

A社B店に勤務していた期間における厚生年金保険の加入記録がない。入店後、前の職場から年金番号を聞いてくるように言われ、手続を行った記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間のうち、昭和58年6月1日から昭和59年4月25日まで同社に勤務していたことが認められるところ、同年4月26日から同年10月31日までの期間については、雇用保険の加入記録は確認できない。

また、請求期間当時に理美容業は厚生年金保険法で定められている強制適用事業所となる事業所の業種には含まれておらず、A社の従業員数も不明である上、オンライン記録及び適用事業所名簿において、同社が厚生年金保険の任意適用事業所となった記録も確認できない。

さらに、A社の元取締役は、請求期間当時には厚生年金保険の適用事業所ではなかったもので、従業員を厚生年金保険に加入させていないと回答している上、請求者の国民年金被保険者名簿によると、昭和57年10月から昭和59年3月までは国民年金保険料の申請免除期間とされており、同年4月に国民年金保険料の自主納付の申出があったことが記録されている。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。